

平成16年 8月10日

株 主 各 位

東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号
日本オラクル株式会社
代表取締役社長 新 宅 正 明

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえご返送くださるか、議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) より議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

また、議決権行使サイトにより議決権をご行使いただく際には、後記42頁に記載の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成16年 8月25日 (水曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町 1 番 2 号
赤坂プリンスホテル 五色 2 階 五色の間

(本総会の開催場所は昨年と異なります。当日ご出席の際は、裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報告事項 第19期（平成15年6月1日から平成16年5月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件

決議事項

第1号議案 第19期利益処分案承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（28頁から30頁）に記載のとおりであります。

第3号議案 取締役8名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

第6号議案 当社取締役および従業員に新株予約権を発行する件

議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（39頁から41頁）に記載のとおりであります。

以 上

（お願い）当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営 業 報 告 書

〔平成15年6月1日から
平成16年5月31日まで〕

1 . 営 業 の 概 況

(1) 営業の経過及び成果

当期における我が国経済は、企業の構造改革による収益力の改善や、世界的な景気の復調を追い風に輸出と設備投資主導による回復が徐々に進み、着実な景気回復の足取りを確認できるものとなりました。

当社といたしましては、当期は中期経営計画「Oracle Japan Innovation 2003」の初年度であり、事業構造の改革、営業体制の刷新、ビジネスプロセスの効率化を推進してまいりました。売上重視から収益率に留意したコンサルティングビジネスにおける構造改革を中心に、この計画は順調に進捗しました。

景気回復の方向性が確認される中で、データベース製品への需要が回復し、新製品「Oracle Database 10g」の登場も追い風となり、データベース・テクノロジー部門の売上が増加しました。また、平成15年12月にIT産業最大級のプライベートショウ「OracleWorld Tokyo」を開催し、「Oracle Database 10g」をはじめとする当社の製品、サービスを一堂にご紹介しました。

この結果、当期の売上高は828億58百万円（前期比33億91百万円、3.9%減）、経常利益は277億84百万円（前期比19億35百万円、7.5%増）、当期純利益は160億32百万円（前期比20億68百万円、14.8%増）となりました。なお、ソフトウェア関連売上（ソフトウェアプロダクトの売上に対し、関連するサポートサービスの売上を加えたもの）は712億18百万円（前期比26億49百万円、3.9%増）となりました。

各部門別の営業の概況は次のとおりであります。

〔ソフトウェアプロダクト〕

データベース・テクノロジー

当部門においては、企業の業績回復に伴って当社のデータベース製品への需要も高まり、売上は回復しました。大規模システム向けでは、システム統合やメインフレームと呼ばれる汎用大型コンピュータからオープンシステムへの移行に伴う需要、そして中小規模システム向けでは、好業績企業を中心に需要を集めました。また、電話やインターネットを利用して顧客と直接コミュニケーションを行うオンライン営業拠点「Oracle Direct」については、その関与する案件も増え、着実に成果を上げています。

さらに、日本市場での提供開始のためにマーケティング活動を続けてきたデータベースの新製品「Oracle Database 10g」の新価格戦略を平成16年3月に発表しました。ここでは、主に大規模なシステム向けの「Oracle Database 10g Enterprise Edition」、そして比較的小規模なシステム向けの「Oracle Database 10g Standard Edition」、「Oracle Standard Edition One」と企業の情報システムのあらゆるニーズに適応した製品の新価格を発表し、Linux市場の活性化に加え、Windows市場においても競争力が高まることが期待されています。

この「Oracle Database 10g」は平成16年4月の提供開始後、顧客企業からの引き合いは順調で、この新製品の特徴であるグリッド・コンピューティング（注1）を可能とするRAC（注2）への需要が高まっております。

これらの結果、データベース・テクノロジー部門の売上高は372億82百万円（前期比26億30百万円、7.6%増）となりました。

（注1）一般的には、ネットワークを経由して複数のコンピュータを連結し、仮想的に高性能コンピュータをつくり並列処理を行わせることで、高速で大量の情報処理を実現することを指す。ここでは平成15年9月にサンフランシスコで開催されたOracleWorldの中で発表された、オラクルが提唱する「エンタープライズ・グリッド」のことをいう。「エンタープライズ・グリッド」の特徴は、既存のコンピュータ・リソースを最大限に利用する点にあり、孤立化しているシステムでは、リソースの利用に偏りが生じるため、システムリソースを蓄積して、必要ときに各システムにリソースを適切に分配すれば、既存のシステムでも総合的な処理性能を向上させることが可能となる。オラクルのエンタープライズ・グリッドが実現するのはこのようなグリッド・コンピューティングである。

(注2) **Real Application Clusters**の略称。当社のデータベースソフトのオプション機能。ひとつのデータベースを複数のサーバー（ハードウェア）で共有し、負荷の分散と障害時におけるシステム全体の停止を防ぐとともに、負荷やビジネスの増加に応じたシステムの拡張をシステムを停止せずに実現する機能。高可用性と拡張性を両立させたオラクルの新世代クラスタ・システムであり、高い信頼性と管理性を持ち、エンタープライズ・グリッド・コンピューティングを支える基盤技術。

ビジネス・アプリケーション

当部門においては、企業の基幹業務全般にわたって迅速な経営判断と業務の効率化を可能とするソフトウェア「Oracle E-Business Suite」を提供しています。

当期は、顧客企業のシステム導入による経営改善への意欲は旺盛なものの、ROI（Return On Investment、投資収益率）を重視した慎重な投資姿勢を反映して大型案件が減少し、売上高は28億35百万円（前期比31億1百万円、52.2%減）となりました。

以上により、データベース・テクノロジー部門とビジネス・アプリケーション部門を合計した、ソフトウェアプロダクトの売上高は401億17百万円（前期比4億71百万円、1.2%減）となりました。

〔サービス〕

サポートサービス

当部門においては、一般的な製品サポートに加え、潜在的な問題の事前回避を可能とする技術情報の能動的な提供、また、顧客企業のニーズに応じた高付加価値のサービスを提供し、顧客企業のシステム構築および運用の技術支援を行っています。

当期は、データベース・テクノロジー部門の売上増に伴う新規サポート契約の増加に加え、顧客企業のシステムの安定稼働への要求は高く、高いサポート契約率を維持したことで、売上は堅調に推移しました。また、専門の技術者が、顧客企業のシステムを24時間365日、遠隔地から監視し、障害の予防、および障害発生時の迅速な対応等を行う、「Oracle On Demand」（旧「Oracle Outsourcing」）のサービスについては、平成15年3月より提供を開始しておりますが、顧客企業の需要に対応できる体制が整い、着実に実績が出てきております。

これらの結果、サポートサービス部門の売上高は318億7百万円（前期比33億59百万円、11.8%増）となりました。このうち、ソフトウェアプロダクト製品の顧客に対し製品の最新版等を提供する、アップデート・サポートの売上は213億37百万円（前期比21億23百万円、11.1%増）となっております。

エデュケーションサービス

当部門においては、社会的に評価の高い技術資格として広く認識されております当社データベース製品の認定資格「ORACLE MASTER」およびビジネス・アプリケーション製品の認定資格「Oracle Certified Consultant（オラクル認定コンサルタント）」の認定事業、パートナー企業や顧客向けの研修事業を提供しております。

当期は、平成15年10月より、技術者認定資格「ORACLE MASTER」を改定し、全世界で展開されるグローバルな資格「Oracle Certified Program（OCP）」へ対応するものいたしました。これは資格取得者へ、よりグローバルな活躍の場を提供するとともに、当社としてもインフラの改良により長期的にはコストの低減が期待できます。

当期末時点で当社データベース製品の認定資格「ORACLE MASTER」の資格取得者数は約11.5万人（前期末比約2.2万人増）、ビジネス・アプリケーション製品の認定資格「Oracle Certified Consultant」の資格取得者数は約6.3千人（前期末比約8百人増）となりました。

以上の活動にも関わらず、企業の研修費等の削減の影響は避けられず、エデュケーションサービス部門の売上高は27億16百万円（前期比9億47百万円、25.9%減）となりました。

コンサルティングサービス

当部門においては、データベース・テクノロジー製品やビジネス・アプリケーション製品についての技術コンサルティングや業務コンサルティングの提供、システム導入時の導入計画、設計開発、移行運用等、導入各フェーズでの顧客支援作業の提供、更には産業別に特化したインダストリーソリューションの提供を行っています。

当期は中期経営計画「Oracle Japan Innovation 2003」を実行する中、製品技術、製品機能コンサルティングの強化や導入支援作業の内製化を主体とするコンサルティング事業の構造改革を行いました。売上重視から収益率改善に留意した構造改革は順調に進みつつあり、顧客やパートナー企業向けに製品適用ノウハウの提供を目的としたコンサルティングサービスへのシフトが進んでいます。

この結果、コンサルティングサービス部門の売上高は82億16百万円（前期比53億31百万円、39.4%減）となりました。

また、各部門を合計した、サービスの売上高は427億40百万円（前期比29億20百万円、6.4%減）となりました。

各部門別の売上高は次のとおりとなっております。

部 門	第 18 期 平成15年5月期		第 19 期 平成16年5月期		
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	前 期 比
	百万円	%	百万円	%	%
データベース・テクノロジー	34,652	40.2	37,282	45.0	7.6
ビジネス・アプリケーション	5,936	6.9	2,835	3.4	52.2
ソフトウェアプロダクト	40,589	47.1	40,117	48.4	1.2
サポ ー ト サ ー ビ ス	28,448	33.0	31,807	38.4	11.8
エデュケーションサービス	3,664	4.2	2,716	3.3	25.9
コンサルティングサービス	13,548	15.7	8,216	9.9	39.4
サ ー ビ ス	45,660	52.9	42,740	51.6	6.4
合 計	86,249	100.0	82,858	100.0	3.9

(注) サポートサービスの売上高には、ソフトウェアプロダクトの最新版等の提供を行うアップデート・サポートの売上高が、第18期で192億13百万円、第19期で213億37百万円含まれております。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は5億57百万円であります。その主なものはパーソナルコンピュータ、サーバー等の情報機器等情報システム関連投資および事務所の器具・備品等の購入によるものであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 会社が対処すべき課題

当社の中期経営計画「Oracle Japan Innovation 2003」の骨子は次のとおりです。

収益向上のための業務プロセスの改革

- () Oracle Direct等による営業体制の刷新、OPN (Oracle Partner Network) による販売パートナーやISV (独立系ソフト開発会社) の支援
- () コンサルティングサービス部門の事業構造改革
- () 中国を中心としたアジア地域における日本企業のビジネス展開支援
- () Shared Service Centerへの業務移管による業務プロセス効率化

製品の価値を最大化する販売・マーケティング活動の展開

- () データベースの拡販継続
- () アプリケーション・サーバーの販売強化
- () Linux市場のさらなる拡大に向けた製品やソリューションの展開
- () サポートサービス部門におけるアウトソーシングビジネス「Oracle On Demand」の展開

この中期経営計画「Oracle Japan Innovation 2003」の2年目を迎え、企業価値と株主価値のさらなる向上を目指します。構造改革の定着と成長を具現化するために、今後、ビジネスのカバレッジ (範囲) を拡大し、パートナービジネスを拡充してまいります。これらの施策の一環として、平成16年6月1日付で組織再編等を行っております。

(5) 営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 16 期 平成13年 5 月期	第 17 期 平成14年 5 月期	第 18 期 平成15年 5 月期	第19期(当期) 平成16年 5 月期
売 上 高(百万円)	87,731	86,362	86,249	82,858
経 常 利 益(百万円)	32,124	31,095	25,848	27,784
当 期 純 利 益(百万円)	18,325	17,620	13,963	16,032
1株当たり当期純利益 (円)	142.95	137.45	108.96	125.20
総 資 産(百万円)	111,206	108,553	110,233	111,984
純 資 産(百万円)	78,537	81,172	80,340	79,666
1株当たり純資産 (円)	612.64	633.21	630.18	626.81

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、第16期については期中平均発行済株式数に基づき、第17期については期中平均発行済株式数から自己株式数を控除した株式数に基づき、第18期からは「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)に基づいて算出しております。なお、第17期において採用した方法により算定した場合の、第18期および第19期の1株当たり当期純利益はそれぞれ109円15銭、125円90銭となります。
- また、平成12年7月19日付で1株を1.5株に株式分割しておりますが、第16期の1株当たり当期純利益は、当該株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
2. 1株当たり純資産は、第16期については期末発行済株式数に基づき、第17期については期末発行済株式数から自己株式数を控除した株式数に基づき、第18期からは「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)に基づいて算出しております。なお、第17期において採用した方法により算定した場合の、第18期および第19期の1株当たり純資産はそれぞれ630円37銭、627円52銭となります。
3. 第18期については、第17期の第4四半期(平成14年3月)より実施された、サポートサービス部門におけるロイヤルティ支払額の増加の影響を通期にわたり受け、また、コンサルティングサービス部門の外注費用が増加したこと等により、前期に比べ経常利益ならびに当期純利益が減少いたしました。
4. 第19期については、前記「(1) 営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

2. 会 社 の 概 況 (平成16年 5月31日現在)

(1) 主要な事業内容

当社は、リレーショナルデータベース管理システムおよびビジネス・アプリケーション等のソフトウェアの販売、当該ソフトウェアを利用した各種システムやアプリケーション開発、管理用ソフトウェアの販売ならびにこれらソフトウェアプロダクトの利用を支援するための各種サービスの提供を行っており、各事業の内容は次のとおりであります。

部	門	事 業 内 容
ソフトウェア プロダクト	データベース・テクノロジー	リレーショナルデータベース管理システム「Oracle Database 10g」、アプリケーション・サーバー「Oracle Application Server 10g」、コラボレーション製品「Oracle Collaboration Suite」等のソフトウェアの販売ならびに当該ソフトウェアを利用したシステムやアプリケーション開発を行うための開発用ソフトウェアおよび管理用ソフトウェアの販売
	ビジネス・アプリケーション	ビジネス・アプリケーション「E-Business Suite 11i」等の販売
サ ー ビ ス	サポートサービス	ユーザーに対する技術サポートならびにソフトウェアプロダクトの更新版の提供およびシステムのアウトソーシングの提供
	エデュケーションサービス	技術資格の認定、システム技術者およびエンドユーザー向けのソフトウェアプロダクトの研修の実施
	コンサルティングサービス	ユーザーのシステム構築に関する支援のための各種コンサルティングサービスの提供

(2) 主要な事業所

本 社	東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号
支 社	北海道支社（札幌市中央区）、東北支社（仙台市青葉区）、中部支社（名古屋市中区）、北陸支社（石川県金沢市）、西日本支社（大阪市北区）、西部支社（福岡市中央区）、沖縄支社（沖縄県那覇市）
研 修 セ ン タ ー	トレーニングキャンパス渋谷（東京都渋谷区）、トレーニングキャンパス大阪（大阪市北区）
オ フ ィ ス	用賀オフィス（東京都世田谷区）

(3) 株式の状況

会社が発行する株式の総数	512,770,000株
発行済株式総数	128,194,662株
株主数	49,335名（前期末比4,292名減少）
大株主	

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	議決権比率
オラクル・ジャパン・ホールディング・インク常任代理人日興コーディアル証券株式会社	95,067	75.46	-	-
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,045	2.41	-	-
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,773	2.20	-	-
みずほ信託退職給付信託 新日本製鐵退職金口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	1,293	1.02	-	-
指定単受託者三井アセット信託銀行株式会社 1口常任代理人日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,064	0.84	-	-
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託B口）	577	0.45	-	-
みずほ信託銀行株式会社（信託Z口）常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社	491	0.38	-	-
ジェービーモルガンチエースシーアールイーエフジャスデックレンディングアカウント常任代理人株式会社東京三菱銀行	478	0.37	-	-
三菱信託銀行株式会社（信託口）	465	0.36	-	-
UFJ信託銀行株式会社（信託勘定A口）	454	0.36	-	-

（注）自己株式を1,239,045株保有しており、上記の大株主からは除外しております。

(4) 自己株式の取得、処分等及び保有

取得した株式
普通株式 495,879株
取得価額の総額 2,950,883千円
処分した株式
普通株式 950株
処分価額の総額 3,466千円
失効手続きをした株式
該当事項はありません。
決算期における保有株式
普通株式 1,239,045株

(5) 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

商法第280条ノ20および商法第280条ノ21の規定に基づきストックオプションとして発行した新株予約権

発行日	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	発行価額	権利行使時の1株当たり払込金額	権利行使期間
平成14年10月1日	4,124個	普通株式 412,400株	無償	3,870円	平成16年10月1日から 平成24年8月21日まで
平成14年11月19日	4個	普通株式 400株		3,153円	
平成15年10月1日	3,196個	普通株式 319,600株		5,931円	平成17年10月1日から 平成25年8月21日まで
平成16年1月9日	15個	普通株式 1,500株		6,420円	

(注) 1. 平成14年10月1日に発行した新株予約権4,924個のうち800個および平成15年10月1日に発行した新株予約権3,343個のうち147個は割当を受けた者の辞任または退職により権利喪失しております。

2. 旧商法第280条ノ19第1項に定める新株引受権につきましては、貸借対照表の注記をご参照ください。

当期中に株主以外の者に対して特に有利な条件で発行した新株予約権の状況

平成15年8月21日開催の第18回定時株主総会決議に基づき、次のとおり新株予約権を発行しております。

- (1) 平成15年9月24日取締役会決議（平成15年10月1日発行）
 - () 発行した新株予約権の数
3,343個（新株予約権1個につき普通株式100株）
 - () 新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 334,300株
 - () 新株予約権の発行価額
無償
 - () 権利行使時の1株当たり払込金額
5,931円
 - () 行使の条件
 - (ア) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
 - (イ) 新株予約権の割当を受けた者は、以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
 - (a) 平成17年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - (b) 平成19年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
 - (ウ) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の全部または一部につき譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができないものとする。
 - (エ) その他、新株予約権割当契約書に記載の条件に従うものとする。
 - () 消却の事由および条件
 - (ア) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき。
 - (イ) 当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき。

(ウ) その他、割当契約に定める事由により新株予約権が当社に返還されたとき。

() 有利な条件の内容

上記内容の新株予約権は、ストックオプションとして当社の取締役および従業員に対し無償で発行した。

() 割当を受けた者の氏名および割当を受けた新株予約権の数
当社の取締役

氏名	新株予約権の数
山元賢治	100個
東裕二	100
野坂茂	100

(注) 取締役山元賢治氏は、平成16年6月26日付で取締役を辞任しており、権利を喪失しております。

当社の従業員（上位12名）

氏名	新株予約権の数
長谷川 渉	30個
沼田 治	20
森岡 政志	20
保科 実	15
清水 照久	12
山本 貴文	12
石川 正明	11
茂木 正之	10
前田 浩	10
桑原 宏昭	10
三澤 智光	10
武井 直	10

(注) 長谷川渉氏は、平成16年5月31日付で退職しており、権利を喪失しております。

- () 特定使用人等に対し発行した新株予約権の数
- (7) 当社の従業員
 - 新株予約権の数 3,043個
 - 目的となる株式の種類および数 普通株式 304,300株
 - 付与した者の総数 1,400名
- (2) 平成16年1月9日取締役会決議（平成16年1月9日発行）
- () 発行した新株予約権の数
 - 15個（新株予約権1個につき普通株式100株）
- () 新株予約権の目的となる株式の種類および数
 - 普通株式 1,500株
- () 新株予約権の発行価額
 - 無償
- () 権利行使時の1株当たり払込金額
 - 6,420円
- () 行使の条件
 - (1) 平成15年9月24日取締役会決議に同じ。
- () 消却の事由および条件
 - (1) 平成15年9月24日取締役会決議に同じ。
- () 有利な条件の内容
 - (1) 平成15年9月24日取締役会決議に同じ。
- () 割当を受けた者の氏名および割当を受けた新株予約権の数
当社の従業員

氏 名	新株予約権の数
藤 井 郁 子	10個
沼 田 治	5

(6) 従業員 の 状 況

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
1,448名	8名増	33.4歳	4.6年

(7) 企業結合の状況

親会社との関係

当社の親会社は、オラクル・ジャパン・ホールディング・インク（米国カリフォルニア州）であり、当社の議決権の75.46%（株式数95,067千株）を保有しております。なお、同社はオラクル・コーポレーション（米国カリフォルニア州）の100%出資子会社であります。

当社は、オラクル・インターナショナル・コーポレーション（オラクル・コーポレーションの知的財産の保有・管理を行うオラクル・コーポレーションの100%出資子会社。米国カリフォルニア州）と締結している販売代理店契約に基づき、オラクル・コーポレーションが開発するソフトウェアプロダクトの供給を受け、日本国内の顧客向けに販売し、その売上の一定割合をロイヤルティとしてオラクル・インターナショナル・コーポレーションに支払っております。

重要な子法人等の状況

子法人等として、Linuxオペレーティング・システムおよび関連製品・サービスの開発・販売等を行う、ミラクル・リナックス株式会社（平成12年6月設立、資本金4億円、当社出資比率58.5%）があります。

平成16年5月期の同社の売上高は13億81百万円、税引前当期純利益64百万円ですが、同社の売上高、資産等から見て連結の範囲から除いても当社の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度であることから、連結財務諸表は作成しておりません。

(8) 主要な借入先

該当事項はありません。

(9) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当または主な職業
代 表 取 締 役	新 宅 正 明	社長 最高経営責任者
取 締 役	村 木 央 明	副社長執行役員 戦略企業担当
取 締 役	山 元 賢 治	専務執行役員 セールス・マーケティング・開発統括担当 ミラクル・リナックス株式会社取締役
取 締 役	東 裕 二	専務執行役員 コンサルティングサービス担当兼コンサルティングサービス本部長
取 締 役	野 坂 茂	常務執行役員 最高財務責任者 ファイナンス・アプリケーションIT・インフラ開発統括担当兼ファイナンス本部長
取 締 役	ジェフリー・オー・ヘンリー	オラクル・コーポレーション チェアマン兼チーフ・フィナンシャル・オフィサー
取 締 役	デレク・エイチ・ウィリアムズ	オラクル・コーポレーション エグゼクティブ・バイス・プレジデント アジア・パシフィック統括
取 締 役	ジョン・エル・ホール	オラクル・コーポレーション シニア・バイス・プレジデント オラクル・ユニバーシティ
常 勤 監 査 役	小 堤 延 樹	
常 勤 監 査 役	所 芳 正	
監 査 役	中 森 真 紀 子	公認会計士
監 査 役	野 間 自 子	弁護士

- (注) 1. 監査役中森真紀子および野間自子の両氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
2. 取締役ジェフリー・オー・ヘンリー、デレク・エイチ・ウィリアムズ、ジョン・エル・ホールの各氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
3. 当社は執行役員制度を導入しており、代表取締役新宅正明、取締役村木央明、山元賢治、東 裕二、野坂 茂の各氏は執行役員を兼務しております。
4. 当期中の取締役および監査役の異動
平成15年8月21日開催の第18回定時株主総会において、新たにジョン・エル・ホール氏が取締役に選任され就任いたしました。

5. 決算期後に生じた取締役の異動

- (1) 平成16年5月31日開催の取締役会の決議により、平成16年6月1日付で取締役の担当の変更がありました。

新	旧	氏 名
代表取締役社長、最高経営責任者兼パートナービジネス統括本部長	代表取締役社長 最高経営責任者	新 宅 正 明
取締役 エグゼクティブアドバイザー	取締役 専務執行役員 セールス・マーケティング・開発統括担当	山 元 賢 治
取締役 専務執行役員 インダストリーセールス&コンサルティングサービス担当兼コンサルティングサービス本部長	取締役 専務執行役員 コンサルティングサービス担当兼コンサルティングサービス本部長	東 裕 二
取締役 専務執行役員 最高財務責任者 ファイナンス・インフラ開発・アプリケーションIT担当兼ファイナンス本部長	取締役 常務執行役員 最高財務責任者 ファイナンス・アプリケーションIT・インフラ開発統括担当兼ファイナンス本部長	野 坂 茂

- (2) 取締役山元賢治氏は、平成16年6月26日付で辞任により、退任いたしました。

(10) 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

(単位：百万円)

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役	5名	160	株主総会決議（平成10年8月21日）による報酬限度額 月額30百万円
監 査 役	4名	38	株主総会決議（平成13年8月23日）による報酬限度額 月額5百万円
計	9名	198	

(注) 1. 期末現在の人員は、取締役8名、監査役4名であります。支給人員と相違があるのは、取締役のうち3名が無報酬であるためであります。

2. 上記のほか、前期利益処分により、役員賞与を次のとおり支給しております。

取締役 5名 23百万円

監査役 2名 1百万円

3. 役員退職慰労金制度はありません。

(11) 会計監査人に対する報酬等の額

当社および子法人等が支払うべき報酬等の合計額	37百万円
上記の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として支払うべき報酬等の合計額	37百万円
上記の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	37百万円

3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

本営業報告書に記載している金額および株式数は表示単位未満を切り捨てて、また、割合および1株当たりの数値は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(平成16年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
1. 現金及び預金	27,569	1. 買掛金	7,207
2. 受取手形	3	2. 未払金	6,306
3. 売掛金	12,556	3. 未払費用	463
4. 有価証券	64,021	4. 未払法人税等	6,213
5. 商品	2	5. 未払消費税等	727
6. 前払費用	289	6. 前受金	9,737
7. 繰延税金資産	1,519	7. 預り金	885
8. 未収入金	429	8. 賞与引当金	776
9. その他	17	流動負債合計	32,317
10. 貸倒引当金	23	負債合計	32,317
流動資産合計	106,386		
固定資産		(資本の部)	
1. 有形固定資産		資本金	22,131
(1) 建物付属設備	457	資本剰余金	
(2) 器具及び備品	741	1. 資本準備金	33,569
有形固定資産合計	1,199	2. その他資本剰余金	2
2. 無形固定資産		自己株式処分差益	2
(1) ソフトウェア	18	資本剰余金合計	33,571
(2) その他	29	利益剰余金	
無形固定資産合計	47	1. 利益準備金	3,212
3. 投資その他の資産		2. 任意積立金	121
(1) 投資有価証券	1,068	特別償却準備金	121
(2) 関係会社株式	33	3. 当期末処分利益	25,913
(3) 繰延税金資産	495	利益剰余金合計	29,247
(4) 差入保証金	2,704	その他有価証券評価差額金	332
(5) 破産更生債権等	21	自己株式	5,616
(6) その他	59	資本合計	79,666
(7) 貸倒引当金	31	負債・資本合計	111,984
投資その他の資産合計	4,351		
固定資産合計	5,598		
資産合計	111,984		

損益計算書

〔平成15年6月1日から
平成16年5月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	82,858
売 上 原 価	35,515
売 上 総 利 益	47,343
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	19,619
営 業 利 益	27,723
営 業 外 収 益	
1. 受 取 利 息	1
2. 有 価 証 券 利 息	9
3. 旅 費 交 通 費 還 付 金	23
4. 保 険 配 当 金	26
5. 雑 収 入	32
営 業 外 収 益 合 計	94
営 業 外 費 用	
1. 支 払 利 息	14
2. 雑 支 出	19
営 業 外 費 用 合 計	33
経 常 利 益	27,784
特 別 損 失	
1. 事 務 所 統 廃 合 費 用	49
2. 投 資 有 価 証 券 評 価 損	15
3. そ の 他	3
特 別 損 失 合 計	68
税 引 前 当 期 純 利 益	27,715
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	11,544
法 人 税 等 調 整 額	139
当 期 純 利 益	16,032
前 期 繰 越 利 益	14,341
中 間 配 当 額	4,460
当 期 未 処 分 利 益	25,913

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式.....移動平均法による原価法
- (2) 満期保有目的の債券.....償却原価法
- (3) その他有価証券
 - 時価のあるもの.....決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
 - 時価のないもの.....移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 商 品.....月別総平均法に基づく原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- 建物付属設備.....定率法
 - 器具及び備品
 - コンピュータハードウェア...定額法
 - そ の 他...定率法
- なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
- 建物付属設備 8年～15年
 - 器具及び備品
 - パーソナルコンピュータ 2年
 - サ ー バ ー 3年
 - そ の 他 5年～8年

(2) 無形固定資産.....定額法

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内利用可能期間（5年）に基づき償却しております。

4. 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

5. 収益の計上基準

コンサルティングサービス売上及び一部のソフトウェアプロダクト売上について、進行基準を適用しております。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

[貸借対照表 注記]

- 1 . 関係会社に対する短期金銭債権 1,217百万円
 関係会社に対する短期金銭債務 682百万円
- 2 . 有形固定資産の減価償却累計額 4,368百万円
- 3 . 旧商法第280条ノ19第1項に定める新株引受権

発行日	目的となる株式の種類及び数	新株の発行価額	権利行使期間
平成11年10月1日	普通株式 324,550株	11,132円	平成13年10月1日から 平成21年8月25日まで
平成12年10月1日	普通株式 254,900株	28,205円	平成14年10月1日から 平成22年8月24日まで
平成13年10月1日	普通株式 358,300株	11,780円	平成15年10月1日から 平成23年8月23日まで

- 4 . 有価証券の時価評価により、純資産額が332百万円増加しております。なお、当該金額は商法施行規則第124条第3号の規定による純資産額であり、配当に充当することが制限されております。

[損益計算書 注記]

- 1 . 関係会社との取引高
- 営業取引
- 売上高 1,408百万円
- 仕入高 267百万円
- その他の営業取引 116百万円
- 営業取引以外の取引
- 支払利息 5百万円
- 2 . 1株当たり当期純利益 125円20銭

[税効果会計 注記]

繰延税金資産・負債の主な発生原因別内訳

平成16年5月31日現在

(単位：百万円)

(流動の部)	
繰延税金資産	
売掛金	189
未払金	290
未払事業税	551
前受金	131
賞与引当金	316
その他	40
繰延税金資産合計	1,519
(固定の部)	
繰延税金資産	
減価償却費超過額	442
投資有価証券評価損	201
その他	143
繰延税金資産合計	788
繰延税金負債	
特別償却準備金	64
有価証券評価差額金	228
繰延税金負債合計	292
繰延税金資産の純額	495

利益処分案

(単位：円)

科 目	金 額	
【当期末処分利益】		25,913,333,959
【任意積立金取崩高】		
特別償却準備金取崩高	27,135,531	27,135,531
これを次のとおり処分いたします。		25,940,469,490
利 益 配 当 金 (1 株 に つ き 90円)	11,426,005,530	
取 締 役 賞 与 金	88,385,701	
監 査 役 賞 与 金	1,000,000	11,515,391,231
【次期繰越利益】		14,425,078,259

(注) 平成16年2月12日に1株につき、35円、総額4,460,729,420円の間配当を実施いたしました。

独立監査人の監査報告書

平成16年7月22日

日本オラクル株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 二村隆章 ㊞

代表社員 公認会計士 太田恵子 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、日本オラクル株式会社の平成15年6月1日から平成16年5月31日までの第19期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会社及び子会社の会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

ただし、当監査法人は第17期営業年度から会計監査人に選任されたので、営業報告書に記載されている営業成績及び財産の状況の推移のうち第16期営業年度の営業成績及び財産の状況は、前任会計監査人による監査を受けた計算書類に基づき記載されている。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成15年6月1日から平成16年5月31日までの第19期営業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類、伝票等を閲覧し、本社及び支社において業務及び財産の状況を調査し、子会社に対しても営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成16年7月26日

日本オラクル株式会社 監査役会

監査役(常勤)	所	芳 正	㊟
監査役(常勤)	小 堤	延 樹	㊟
監 査 役	中 森	真紀子	㊟
監 査 役	野 間	自 子	㊟

(注) 監査役中森真紀子及び監査役野間自子は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 1,259,800個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第19期利益処分案承認の件

議案の内容につきましては、添付書類（25頁）に記載のとおりであります。当社は、株主の皆さまに対し収益状況に対応した適切な利益還元を行うことを念頭に置き、企業体質の強化と将来の事業展開等を総合的に勘案したうえで配当を決定しております。この方針のもと、当期の利益配当金につきましては、1株につき90円とさせていただきますと存じます。これにより、中間配当金35円を加えた当期の年間配当金は、前期より15円増の125円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

1. 変更の理由

- (1) 「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成15年法律第132号）が平成15年9月25日に施行され、定款の定めに基づいて取締役会決議による自己株式の取得が認められたことに伴い、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、所要の変更を行うものであります。
- (2) 監査役が法令の定める員数を欠くことになった場合に、速やかに後任監査役が就任し法定員数を充足できるようにするため、補欠監査役の予選に必要な規定を新設するものであります。
- (3) 監査役の任期に係る経過措置を規定した附則につきましては、既に目的を達して必要がなくなっておりますので、これを削除するものであります。
- (4) その他、条文の追加に伴い条数の繰り下げ変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第6条 、 第27条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>第7条 、 第28条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(補欠監査役の選任方法)</p> <p>第29条 当社は、<u>法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備え、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。</u> <u>補欠監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u> <u>第1項の定めによる予選の効力は、当該選任のあった株主総会後最初に開催される定時株主総会の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第29条 と 第38条 附 則 (監 査 役 の 任 期)</p> <p style="text-align: center;">(条 文 省 略)</p> <p>第28条の規定にかかわらず、平成14年5月1日後最初の決算期に関する定時株主総会の終結前に在任する監査役については、なお従前のとおり任期は3年とする。</p>	<p>前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第31条 と 第40条</p> <p style="text-align: center;">(現 行 ど お り)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

現在の取締役全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、再任6名、新任2名の計8名の取締役の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴	所有する当社 の株式数
1	新 宅 正 明 (昭和29年9月10日生)	昭和53年4月 日本アイ・ピー・エム株式会社入社 平成3年12月 当社入社 第三営業部長 平成5年6月 当社営業企画部長兼第三営業部長 平成6年9月 当社取締役マーケティング本部長 平成8年8月 当社常務取締役製品事業本部ゼネラルマネジャー 平成10年6月 当社常務取締役営業統括本部担当 平成11年6月 当社常務取締役営業統括本部長 平成12年6月 当社常務取締役事業統括本部長 平成12年8月 当社代表取締役社長兼最高執行責任者 平成13年1月 当社代表取締役社長 最高経営責任者 オラクル・コーポレーション シニア・バイス・プレジデント（現任） 平成16年6月 当社代表取締役社長 最高経営責任者兼パートナービジネス統括本部長（現任）	105,000株
2	村 木 央 明 (昭和23年10月23日生)	昭和46年4月 新日本製鐵株式会社入社 平成6年6月 同社エレクトロニクス・情報通信事業本部マルチメディアシステム担当部長 平成9年6月 当社取締役副社長 平成12年8月 当社取締役副社長執行役員戦略企業担当（現任）	2,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する当社の株式数
3	東 裕 二 (昭和30年1月24日生)	昭和54年4月 株式会社不二家入社 昭和55年6月 日本エヌ・シー・アール株式会社入社 昭和61年8月 株式会社エス・エフ・アイ入社 昭和63年6月 日本デジタルイクイップメント株式会社入社 平成10年10月 当社入社 コンサルティングサービス本部ERPソリューション部統括マネジャー 平成12年8月 当社執行役員コンサルティングサービス本部長 平成13年6月 当社上席執行役員コンサルティングサービス本部長 平成13年9月 当社常務執行役員コンサルティングサービス本部長 平成14年6月 当社専務執行役員技術統括担当兼ソリューションコンサルティング本部長 平成14年8月 当社取締役専務執行役員技術統括担当兼ソリューションコンサルティング本部長 平成15年3月 当社取締役専務執行役員コンサルティングサービス担当兼コンサルティングサービス本部長 平成16年6月 当社取締役専務執行役員インダストリーセールス&コンサルティングサービス担当兼コンサルティングサービス本部長(現任)	400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する当社の株式数
4	野坂 茂 (昭和28年9月12日生)	昭和51年4月 丸紅株式会社入社 平成元年12月 アップルコンピュータ株式会社入社 平成8年3月 アラガン株式会社入社 平成8年11月 日本通信株式会社入社 上席執行役員最高財務責任者 平成14年4月 当社入社 CEO直属バイス・プレジデント財務担当 平成14年6月 当社常務執行役員最高財務責任者ファイナンス本部長 平成14年8月 当社取締役常務執行役員最高財務責任者ファイナンス本部長 平成14年10月 当社取締役常務執行役員最高財務責任者ファイナンス・アプリケーションIT担当 平成15年6月 当社取締役常務執行役員最高財務責任者ファイナンス・アプリケーションIT・インフラ開発統括担当兼ファイナンス本部長 平成16年6月 当社取締役専務執行役員最高財務責任者ファイナンス・インフラ開発・アプリケーションIT担当兼ファイナンス本部長(現任)	- 株
5	保科 実 (昭和35年11月11日生)	昭和59年4月 日本デジタルイクイップメント株式会社入社 平成7年2月 当社入社 サーバーテクノロジー事業部課長代理 平成9年6月 当社製品事業本部インターネットシステム営業部マネジャー 平成11年6月 当社マーケティング統括本部アプリケーション製品統括部シニアディレクター 平成12年8月 当社執行役員製品マーケティング本部長 平成14年6月 当社執行役員サポートサービス本部長 平成15年6月 当社常務執行役員サポートサービス本部長(現任)	- 株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴	所有する当社 の株式数
6	ハリー・エル・ユー (昭和34年4月17日生)	昭和59年4月 LGインターナショナル(韓国) 入社 平成元年1月 ソロモン・ブラザーズ・インク コーポレート・ファイナンス パ イス・プレジデント 平成5年6月 リーマン・ブラザーズ・インク ジェネラル・インスツルメンツ・ グループ シニア・バイス・プレ ジデント 平成8年3月 モルガン・スタンレー ジェネラ ル・インダストリアル・グループ プリンシパル 平成12年12月 モルガン・スタンレー インベス トメント・バンキング・ディビ ジョン コンピュータ&ビジネス ・サービス・グループ マネー ジング・ディレクター 平成13年6月 アクセンチュア・リミテッド チーフ・ファイナンシャル・オ フィサー兼プリンシパル・アカウ ンティング・オフィサー 平成16年7月 オラクル・コーポレーション エ グゼクティブ・バイス・プレジデ ント兼チーフ・ファイナンシャ ル・オフィサー(現任)	- 株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する当社の株式数
7	デレク・エイチ・ウィリアムズ (昭和19年12月30日生)	昭和36年4月 アイ・ティー・アンド・ティー・クリード(UK)入社 昭和44年4月 パーカー・ペン(UK)データ・プロセッシング・マネジャー 昭和52年10月 システムソルブ(UK)ディレクター 昭和60年12月 ユニソフト(UK)ディレクター 昭和63年10月 オラクル・コーポレーションUKリージョナル・ディレクター 平成3年6月 オラクル・コーポレーション バイス・プレジデント アジア・パシフィック統括 平成5年7月 同社 シニア・バイス・プレジデント アジア・パシフィック統括 平成12年10月 同社 エグゼクティブ・バイス・プレジデント アジア・パシフィック統括(現任) 平成13年8月 当社取締役(現任)	- 株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する当社の株式数
8	ジョン・エル・ホール (昭和29年10月30日生)	昭和52年 1月 インターナショナル・ビジネス・マシーンズ・コーポレーション (IBM) 入社 平成 4年 9月 ユニシス・コーポレーション オープンシステム セールス & マーケティング ディレクター 平成 6年 10月 オラクル・コーポレーション コーポレート・グローバル・アライアンス・マネジャー 平成 8年 6月 同社 バイス・プレジデント アライアンス アジア・パシフィック 平成 9年 3月 同社 マネージング・ディレクター 平成 9年 9月 同社 シニア・バイス・プレジデント グローバル・アライアンス 平成 11年 4月 同社 シニア・バイス・プレジデント オラクル・ユニバーシティ (現任) 平成 15年 8月 当社取締役 (現任)	- 株

- (注) 1. 取締役候補者のうち、ハリー・エル・ユー氏およびデレク・エイチ・ウイリアムズ氏は米国オラクル・コーポレーションのエグゼクティブ・バイス・プレジデントを、ジョン・エル・ホール氏は同社シニア・バイス・プレジデントを兼務しており、当社は同社を中心とする企業集団に属しております。当社と同社との関係につきましては「添付書類」の16頁「2. 会社の概況(7) 企業結合の状況 親会社との関係」をご参照ください。
2. 取締役候補者のうち、ハリー・エル・ユー、デレク・エイチ・ウイリアムズならびにジョン・エル・ホールの3氏は商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の要件を満たしております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役小堤延樹氏および同所 芳正氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略 歴	所有する当社の株式数
所 芳 正 (昭和31年10月5日生)	昭和56年4月 ブリヂストン・ベカルト・スチール・コード株式会社入社 昭和61年8月 太田昭和監査法人入所 昭和62年4月 ロイター・ジャパン株式会社入社 平成3年6月 当社入社 管理部経理課長 平成4年2月 当社管理本部経理課長 平成6年9月 当社管理本部経理部長 平成9年5月 当社監査室室長 平成13年8月 当社常勤監査役(現任)	1,000株

(注) 上記候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

第2号議案が承認されることを条件として、監査役が法令の定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであり、高岡由美子氏は監査役所芳正氏の補欠としての候補者、今村 誠氏は監査役中森真紀子氏および同野間自子氏の補欠としての候補者であります。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とします。また、本決議の効力は、次期定時株主総会が開催されるまでとします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略 歴	所有する当社の株式数
1	高岡 由美子 (昭和34年4月28日生)	昭和59年4月 日本電子計算株式会社入社 昭和61年7月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成3年10月 当社入社 パートナー第3営業部 平成9年4月 当社マーケティング本部企画推進部マネジャー 平成10年6月 当社営業統括本部事業企画部統括マネジャー 平成11年6月 当社人事教育本部採用開発部統括マネジャー 平成12年6月 当社人事教育本部人事企画部シニアディレクター 平成13年10月 当社管理本部ライセンスマネジメントサービス部シニアディレクター 平成14年6月 当社監査室長 平成16年6月 当社経営監査室長(現任)	7,100株
2	今村 誠 (昭和36年12月13日生)	昭和63年4月 弁護士登録 森綜合法律事務所(現森・濱田松本法律事務所)入所 平成8年1月 同事務所パートナー 平成10年12月 三宅坂綜合法律事務所パートナー(現任)	- 株

(注) 1. 上記候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 今村 誠氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の要件を満たしております。

第6号議案 当社取締役および従業員に新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20および商法第280条ノ21の規定に基づき、当社取締役および従業員に、以下の要領によりストックオプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、第3号議案「取締役8名選任の件」の承認可決を条件といたします。

(新株予約権発行の要領)

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、ストックオプション制度を実施するため。

2. 新株予約権割当の対象者

当社取締役および従業員

3. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 340,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株予約権を行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・併合の比率

4. 新株予約権の総数

3,400個を上限とする。

(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株。ただし、3.に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

5. 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

6. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1 円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行する日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行する日の終値とする。また、発行する日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

7. 新株予約権の行使期間

平成18年10月1日から平成26年8月25日まで

8. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「割当契約」という）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。

平成18年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。

平成20年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

(3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

(4) その他細目については、本総会決議および今後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する割当契約に定めるところによるものとする。

9. 新株予約権の消却事由および条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で消却することができる。
- (2) 割当契約に定める事由により新株予約権の権利が喪失した場合、新株予約権を無償で消却することができる。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

以 上

[インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて]

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話・PHS等を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよび仮パスワード（もしくは、招集メールに記載の議決権行使コードとご登録のパスワード）が必要となりますので、ご注意ください。
また、ご利用になる前に、議決権行使サイトの「ご利用上の注意点」および「操作手順」をよくお読みください。
3. インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（平成16年8月24日（火曜日））の24時まで受け付けいたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、極力お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. プロバイダーのダイヤルアップ接続をご利用の場合、議決権行使サイトをご利用いただくためには、プロバイダーへのダイヤルアップ接続料金（無料の場合もあります。）および通信事業者への通信料金（電話料金等）が必要となりますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
7. 次回の株主総会より、招集ご通知を電子メールで受領することができますので、ご希望の株主様は議決権行使サイトでお手続きください。

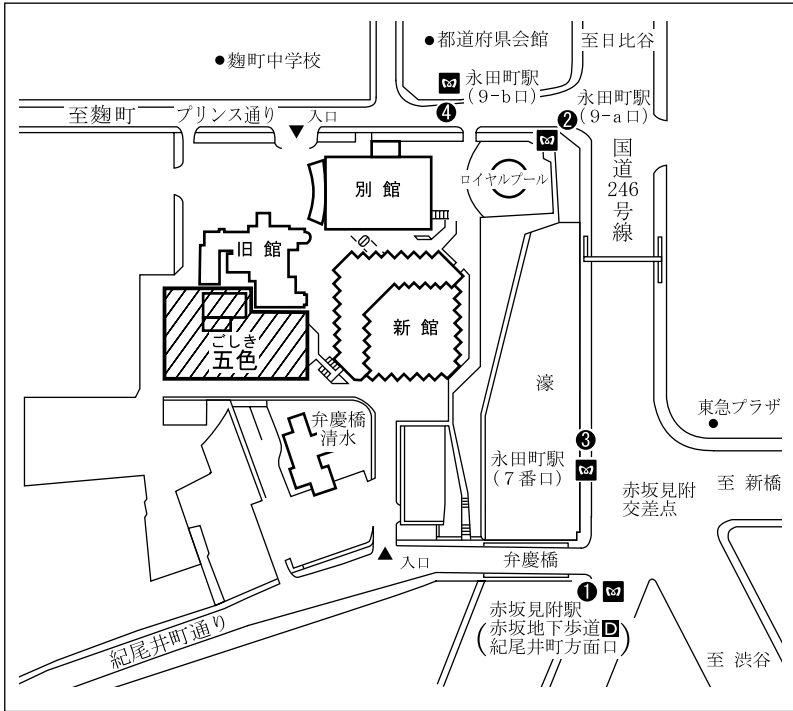
以上

インターネット議決権行使ヘルプデスク
U F J 信託銀行株式会社 証券代行部
0120-663-166（受付時間9：00～21：00）

メ 毛

株主総会会場ご案内図

(会 場) 東京都千代田区紀尾井町 1 番 2 号
赤坂プリンスホテル 五色 2 階 五色の間
電話 (03) 3234-1111



(交通のご案内)

地下鉄 / ① 銀座線・丸ノ内線赤坂見附駅 (赤坂地下歩道 \square 紀尾井町方面口) から徒歩 1 分。

② 南北線永田町駅 (9 - a 口) 隣接。

③ 半蔵門線永田町駅 (7 番口) から徒歩 2 分。

④ 有楽町線永田町駅 (9 - b 口) から徒歩 1 分。

お願い : 当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮願います。